

速度取締り指針

平成31年1月
行徳警察署

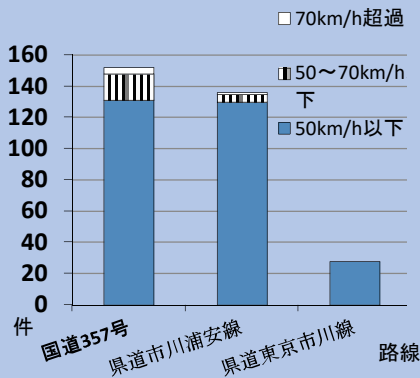
行徳警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区 域	規制速度
県道市川浦安線 国道357号	6:00～9:00 14:00～20:00	妙典地区	40km/h 法定

★ 重点以外の路線、時間帯であっても取締りを実施することがあります。

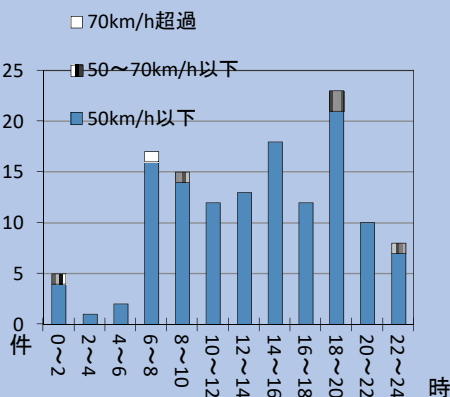
行徳警察署管内における交通事故実態

主な路線別危険認知速度別人身事故発生状況 (過去3年)



管内における過去3年間の幹線道路別、事故発生状況を比較すると、県道市川浦安線と国道357号における交通事故の発生が多く、夜間の国道357号線については、制限速度が法定速度であることから、高速度で走行する実態があり、事故が発生すれば死亡事故、重大事故に繋がる可能性がある。

主要地方道市川浦安線における人身事故発生状況 (過去3年)



事故の発生は早朝、14時頃から20時頃までの夜間帯にかけて増加傾向となる。

～平成30年中の死亡事故発生状況～

県道市川浦安線で1件、市道において2件の交通死亡事故が発生

その他の交通指導取締り要点

行徳警察署管内では、上記重点路線のほか、信号無視などの交差点違反や自転車利用者の交通違反に対する指導取締りを強化します。